

松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱の一部改正について

1 改正要旨

松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

6 月 1 日の機構改革により、松江市公共交通利用促進市民会議の事務局が松江市歴史まちづくり部都市政策課から交通政策課に変更になった為、要綱の第 13 条第 2 項を改正するもの

3 施行期日

平成 29 年 6 月 1 日